



商工会だより 2月号

発行日 令和2年2月10日



開催日時	内 容	開催場所
2月17日(月) 9:00~16:00	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会本所
2月18日(火) 9:00~12:00	定期健康診断	加茂保健センター1階
2月19日(水) 13:30~16:30	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会加茂支所
2月20日(木) 13:30~15:30	経済講演会『今後の世界情勢と日本の政治・経済』 講師:同志社大学教授 村田 晃嗣 氏	山城総合文化センター アスピアやましろ
2月25日(火) 13:30~16:30	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会加茂支所
2月27日(木) 9:00~16:00	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会山城支所
2月29日(土)~3月3日(火)	第15回 加茂船屋雛まつり	加茂町船屋・新町地区
3月 4日(水) 9:00~16:00	確定申告無料個別相談会(事前要予約)	木津川市商工会山城支所

個人事業主の方へ 令和元年分確定申告について

確定申告・納付の期限は下記のとおりです。

納期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納期日までの延滞税がかかりますので、ご注意ください。

申告・納付の期限 (申告・納付の期限は同日です)	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税
	令和2年3月16日(月)	令和2年3月31日(火)
振替納税の振替日	令和2年4月21日(火)	令和2年4月23日(木)

商工会費納付のお願い

令和元年度第3期(令和元年12月~令和2年3月分)の商工会費を、お届けの口座から、お引き落としさせていただきます。お手数ですが、預金残高のご確認をお願いします。

現金納付の方は、2月28日までに窓口までお持ちいただきますようお願いいたします。



引落日	2月20日(木)
窓口納付締切日	2月28日(金)

《商工会だより目次》

- 2ページ目 _____ 確定申告改正のお知らせ、青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります！
- 3ページ目 _____ 消費税の申告区分は、一般(本則)ですか？簡易ですか？免税ですか？
- 4ページ目 _____ 新会員様のご紹介、第7回 木津川市ものづくりフェアを開催しました！！

【編集 野田】

発行者

木津川市商工会
木津川市木津南垣外83-3

TEL: 0774-72-3801

FAX: 0774-72-6564

Mail: kizugawa-sci@kyoto-fsci.or.jp

URL: <http://kizugawa.kyoto-fsci.or.jp>

確定申告改正のお知らせ

令和元年分の確定申告の改正点として住宅ローン控除期間10年が3年延長されたことのお知らせします。

	居住の用に供した年	住宅等に適用される消費税等	控除期間	各年の控除額の計算(控除限度額)	
				1～10年目	11～13年目
現行	平成26年1月1日から 令和元年(2019年) 9月30日まで	8%または10% 上記以外	10年	年末残高等 × 1%	
改正後	令和元年(2019年) 10月1日から 令和2年(2020年) 12月31日まで	10%	13年	年末残高等 × 1%	次のいずれか少ない金額 ①住宅借入金等の年末 残高 × 1% ②税抜き建物購入価格 × 2% ÷ 3
		8%	10年		
		上記以外			

令和2年分の所得税確定申告から

【近藤】

青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります！

『個人の方の所得税について』

- ・青色申告特別控除額：現行 65万円 ⇒ 改正後：**55万円**
- ・基礎控除額：現行 38万円 ⇒ 改正後：**48万円**

※改正後55万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて、**e-taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！**

※10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。

【65万円の青色申告特別控除を受けるための要件】

- (1) 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記)
- (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付
- (3) 期限内申告

+

- ①e-taxによる申告(電子申告)または②電子帳簿保存

- ①e-taxによる申告(電子申告)とは、申告などの国税に関する各種の手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。
- ②電子帳簿保存とは、一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。原則として課税期間の途中から適用することはできません。**ただし、令和2年分に限っては、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。**

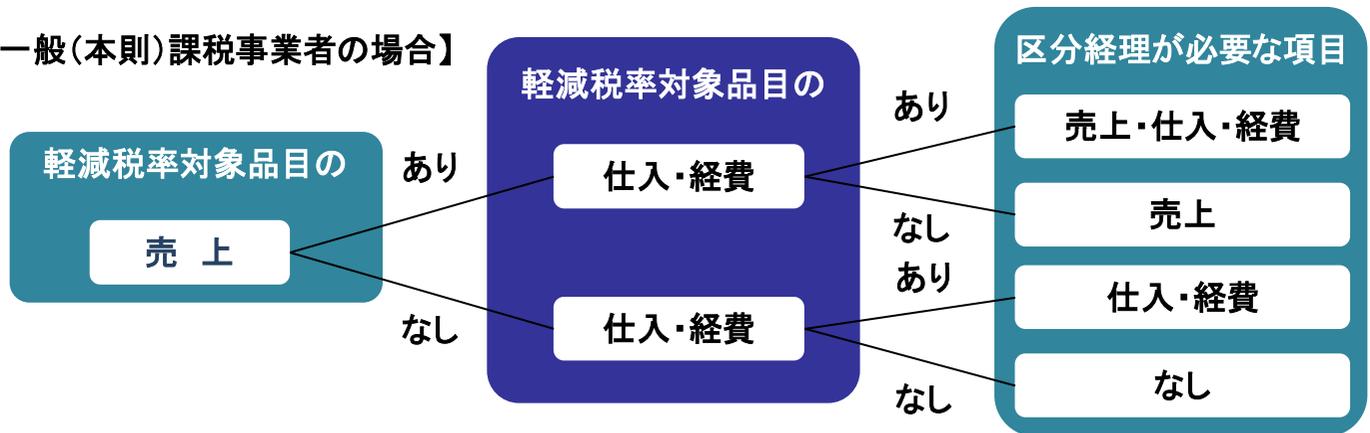
【近藤】

消費税の申告区分は、一般(本則)ですか？簡易ですか？免税ですか？

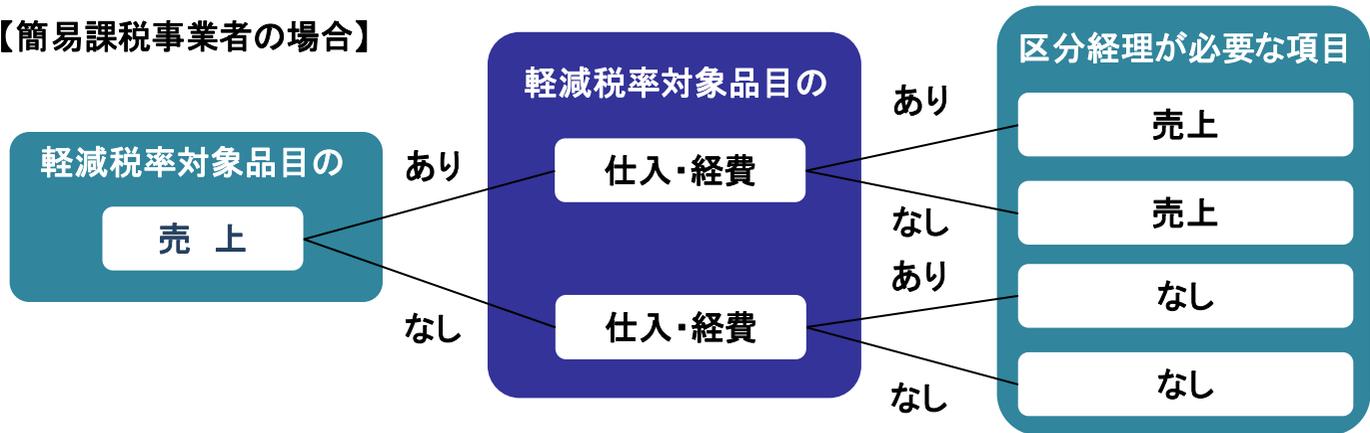
去年の10月から、消費税率が引き上げられ、軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度導入により、売上・仕入・経費、それぞれを8%と10%に分けて帳簿等に記帳する必要がありますので、下図をご覧ください、区分経費処理が必要かどうかご確認ください。

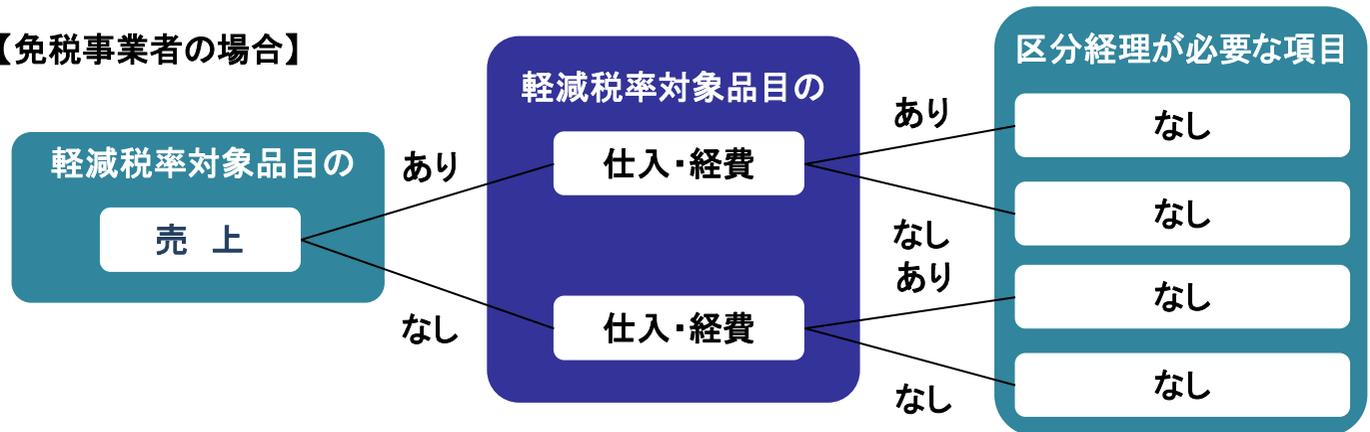
【一般(本則)課税事業者の場合】



【簡易課税事業者の場合】



【免税事業者の場合】



《結論》

売上・仕入・経費に軽減税率対象品目があっても、区分経理が不必要な事業所があります。
その他、ご不明な点がございましたら、商工会までお問合せ下さい。

新会員様のご紹介

事業所名 加藤智士社会保険労務士事務所
代表者名 加藤 智士
業 種 社会保険労務士業
所在地 木津川市城山台六丁目8番地2
電話番号 0774-26-5332



「ブラック企業」という言葉が世の中に定着し、社会全体が労働法違反に厳しい目を向けるようになりました。今の労務管理に、少しでも不安をお持ちでしたら、当事務所まで是非ご相談ください。豊富な実務経験に基づいた労務監査により、違法箇所を洗い出し、御社に合った改善策を、社長と共に検討することで、会社を労務リスクから守り、従業員との良好な雇用関係づくりをサポートします。 ホームページ <https://www.katos-sr.com/>

第7回 木津川市ものづくりフェアを開催しました！！

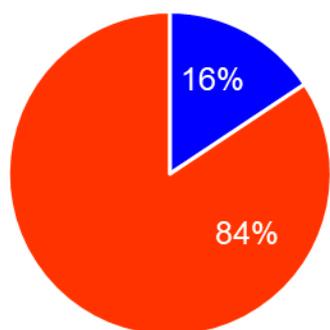
1月11日(土)～13日(月・祝)の3日間、イオンモール高の原の2階「平安コート」及び「平城コート」にて木津川市ものづくりフェアを木津川市との共催で実施しました。

今年のテーマは、「和」。木津川市の伝統産業である「京織襦紙」をはじめ、「和」に関係する11事業者の出展がありました。

また、ステージイベントやワークショップも開催され、多くの来場者にお越しいただきました。

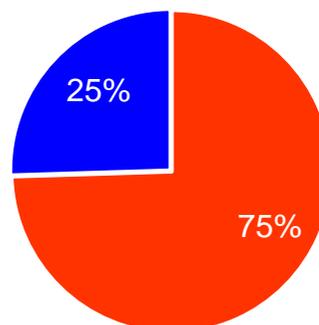
来場者アンケートを行ったところ、織物襦紙の全国シェア約8割を市内で生産していることを、ご存じの方は、約16%と低く、ご自宅に襦がある方は、約75%という結果でした。

ご自宅に襦があるが、木津川市での生産が全国シェア8割ということをご存じない方が多く、引き続きPRし続けていく必要があると、再確認できたフェアでした。



織物襦紙の市内での生産が全国シェア8割であること

■ 知っている
■ 知らない



ご自宅での襦の有無

■ ある
■ ない



【福井】

木津川市商工会
木津川市木津南垣外83-3
TEL: 72-3801 FAX: 72-6564

山城支所
木津川市山城町上粕北的場15
TEL: 86-3157 FAX: 86-4064

加茂支所
木津川市加茂町里南古田24
TEL: 76-2970 FAX: 76-7211